閲覧できる方など

| | | 閲覧を求めることができる方 | 閲覧対象となる固定資産 | | | |
|---|---|--|----------------------------|--|--|--|
| _ | А | 固定資産税の納税義務者(同居 の親族を含む)、納税管理人 | 当該納税義務にかかわる 固定資産 | | | |
| | В | 土地について賃借権その他の使 用または収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る) を有する方←借地人 | 当該権利の目的である土 地 | | | |
| | С | 家屋について賃借権その他の使 用または収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る) を有する方←借家人 | 当該権利の目的である家 屋とその敷地である土地 | | | |
| | D | 固定資産の処分をする権利を有 する一定の方←破産管財人など | | | | |

※窓口で権利関係を示す書面(BとCの場合は賃貸借契約書ま たは賃借料を払い込んだことの領収証書など、Dの場合は裁 判所などによる選任書など)の提示を求めます。

務グループで公開します。

固定資産税路線価を市役所税

※固定資産課税台帳の閲覧については手数料が必要となりま

(閲覧期間内でのAの閲覧を除く)



閲覧開始日 閲覧場所 市役所税務グループ 閲覧時間 ※土・日曜日、祝日は除きます。 5時15分 午前8時33分~午後 4月2日月

課税明細書の送付

資産 固定資産税の課税対象となる (土地・家屋)の詳細を記

> 送付します。 載した課税明細書を4月初旬に

縦覧場所

市役所税務グループ

難な方は、

利用してください。

とき 3月25日(1)

午前8時30

※土・日曜日_、

祝日は除きます

時 15 分 日 (木)

け取った日の翌日より起算して 課税台帳に登録した旨を市長が 員会に対し、審査の申出をする 60日以内に固定資産評価審査委 公示した日から納税通知書を受 固定資産の価格などを固定資産 評価額に不服がある場合は

ところ 市役所1階収納グルー

分~正午、午後一時~5時15分

業務内容

市税、

国民健康保険

プ窓口

不服があるときは

ことができます。

経監できる方など

| 縦見 じごる 力な こ | | | | | |
|-------------|-------|-----------------------|-------------------|--|--|
| | 帳簿の名称 | 記載事項 | 縦覧できる方の範囲 | | |
| | 土地価格等 | 所在、地番、課税地目、課税 | 高浜市内の土地を所有し、その土地に | | |
| | 縦覧帳簿 | 地積、評価額 | 対して平成19年度の納税者となる方 | | |
| | 家屋価格等 | 所在、地番、家屋番号、種類、 構造、屋根、 | 高浜市内の家屋を所有し、その家屋に | | |
| | 縦覧帳簿 | 階数、課税床面積、評価額、 建築年 | 対して平成19年度の納税者となる方 | | |

路線価公開

固定資産税

※土地や家屋の所有者に関する情報は開示しないこととされていますので、「〇〇〇〇 が所有する土地や建物の評価額を調べたい」 などという請求に応じることはできま せん。

土地や家屋については縦覧帳簿に記載されません。 いては、縦覧場所における縦覧のみとし、コピー(ついては、 ·の交付はしません。



問合せ先 業務、納税相談

借上公共賃貸住宅家賃の収納

受益者負担金、

市営住宅家賃

介護保険料、

公共下水道

4月2日から

52 | | | | | 固収納グループ ٦ ٦

243 • 259 (内線24)

午前8時3分~午後5 4月2日月~5月3 市税などの

縦覧

家屋価格等縦覧帳簿の

土地価格等縦覧帳簿

問合せ先

縦覧期間

休日収納窓

金融機関で市税などの納付が困 平日は、 お仕事などで忙しく (毎月第4日曜日)

☎52-111(内線24・25) 団税務グループ 情報ファイル